

※ 提出書類確認シート ※

申請書類の不足がないかどうか確認する際にご利用ください。このシートは提出不要です。

★ 提出が必須となる書類

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄
①	教育・保育給付認定（変更）申請書	なし	申請子ども1人につき1枚必要なため、きょうだい申請の場合、人数分の用意が必要。両面の記入が必要。	☐
②	【表面】認可保育所等入所申請に関する同意書	なし	チェック欄全てに✓の記入が必要。保護者氏名欄に署名が必要。	☐
	【裏面】マイナンバー（個人番号）提出用紙	・申請保護者の本人確認書類 ・申請保護者の番号確認書類	郵送提出の場合はコピーを添付。 窓口提出の場合は原本を持参し、窓口にて提示。	

★ 該当する保育の必要性に応じて保護者1名につき1つ提出が必要な書類（ひとり親の場合は「保護者2の書類」に代えて⑬を提出）

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	保護者1	保護者2
③	就労証明書	【就労者本人作成の場合】 ・自営を証明する書類	記載誤りや記載漏れがないかを確認。自営業等で就労者本人が証明書を作成する場合、添付書類が必要。	☐	☐
④	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	なし	同意が必要な項目を確認。		
⑤	就学に関する調書	・在学証明書等 ・授業のカリキュラム等			
⑥	介護・看護に関する調書	・障害者手帳 または ・⑧診断書			
⑦	疾病・障がいに関する調書	・障害者手帳 または ・⑧診断書			

★ 該当する場合に提出する書類（入所審査の加点等に影響する書類）

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄	
⑨-1	出産予定連絡票（教育・保育給付認定用）	なし	出産予定がある場合に提出。産前産後期間は審査方法が変更になる。	☐	
⑩	復職済証明書	なし	③が休業取得中として作成されており、その後復職した場合に提出。③の再作成でも可。	☐	☐
⑪	児童の預かり実績証明書	【ファミサポ利用中の場合】 ・援助活動報酬領収書	認可外保育施設・一時預かり・ファミサポ等を利用中の場合に提出。	☐	
⑫	認可保育所等入所利用調整における調整指数の加点にかかる申出書	資格証明書の写し （保育士証・看護師免許）	市内の認可保育所等に就労する保育士・幼稚園教諭・看護師で条件に該当する場合に提出。	☐	☐
⑬	ひとり親世帯に関する申立書	⑬の書類に記載されたひとり親等であることを証明する書類	ひとり親世帯等の申し立ての条件を確認。条件に該当しない場合、保護者2名分の要件書類（③～⑦）が必要。	☐	☐
番号なし	【市外在住者のみ】転入に関する申立書	・賃貸借契約書等 ・世帯全員の住民票等	市外在住者のみが対象。市外から茅ヶ崎市に転入予定がある場合は提出が必要。	☐	

★ 郵送提出する場合に用意する書類等

書類の名称		添付が必要な書類	注意事項	チェック欄
番号なし	返信用封筒(ご自身で用意してください)		110円切手を貼付が必要。料金不足は受付不可。返送先の宛先（住所・氏名）の記入が必要。	☐

郵送用宛名キリトリ

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市保育課 認定給付担当 宛

郵送用宛名は、保育課への郵送の際にご利用ください。
申請書類については茅ヶ崎市HPから取得できます。

